

「スチュワードシップ活動推進委員会」の設置 および「議決権行使の方針」の一部改正について

朝日生命保険相互会社（社長 木村 博紀）は、今般、「スチュワードシップ活動推進委員会」の設置を決定し、あわせて「議決権行使の方針」について一部改正しましたので、お知らせいたします。

1. 「スチュワードシップ活動推進委員会」の設置

「スチュワードシップ活動推進委員会」は、「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」にもとづき、以下の事項について協議し、スチュワードシップ活動を推進することを目的としています。

さらに、議決権行使に関する利益相反管理やスチュワードシップ活動の強化に資する助言を社外の専門家から得ることを通じて、スチュワードシップ活動に係るガバナンス体制の強化と透明性の確保を図っていきます。

■ 「スチュワードシップ活動推進委員会」の概要

目的	<ul style="list-style-type: none">・スチュワードシップ活動の推進・スチュワードシップ活動に係るガバナンス体制の強化と透明性の確保
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」の改正・「議決権行使の方針」の改正・年度毎のスチュワードシップ活動方針・年度毎のスチュワードシップ活動の自己評価、結果公表・「議決権行使ガイドライン」の改正・重要な議決権行使議案の審議・議決権行使結果の集計および公表
構成	社内委員：スチュワードシップ活動担当部門（証券運用部）および利益相反管理部門（コンプライアンス統括部）の担当執行役員、部長 社外委員：弁護士、学識経験者等、社外の専門家
開催頻度	原則として年3回

2. 「議決権行使の方針」の一部改正

「スチュワードシップ活動推進委員会」の設置に伴い、「議決権行使の方針」の「議決権行使の具体的なプロセス」を改正いたしました。

[議決権行使の方針](#)

以 上